

議第百十七号

岐阜県税条例の一部を改正する条例について

岐阜県税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年九月十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第十五項中「第二十条第二項」を「第十八条第二項」に、「第十九条第二項第三号」を「第十七条第二項第三号」に、「第二条第十二項第七号」を「第二条第十一项第七号」に改める。

附則第十七条第一項中「令和三年一月三十一日」を「令和八年一月三十一日」に改め、同条第二項中「一千万円」を「千万円」に、「乗じて算定した」を「乗じて得た」に改め、同条第三項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第五項中「一千万円」を「千万円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条第十五項の改正規定は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

提案説明

県民税の法人税割の税率の特例措置について、その適用期間を令和八年一月三十一日まで延長する等のため、この条例を定めようとする。